

# 適用を受けるにあたっての Point!



## 相続発生日を起算点とした適用期間の要件

**!** 相続日から起算して3年を経過する日の属する年の12月31日までに譲渡する必要があります。

### ■ 期限が重要!今一度、ご確認を!

相続した空き家の譲渡所得特別控除で最も注意したいのが「期限」です。一見すると令和5年までとなっているので急ぐ必要がないように見えますが、「相続発生日から3年経過する日の属する年の12月31日までの売却」となっています。

具体的には、相続発生が…

平成31年1月1日以前 **▶ 特別控除の適用は出来ません。**

平成31年1月2日～令和2年1月1日 **▶ 令和4年12月31日までの売却**

令和2年1月2日から **▶ 令和5年12月31日までの売却**

## **!** タイムリミットが目前です!

平成31年1月2日から令和2年1月1日に相続された場合、相続空き家の譲渡所得特別控除を適用する際の売却タイムリミットが令和4年12月31日までとなっております。売却活動期間は一般的に2～3か月かかると想定すると…ご相談はお早め!!

## 相続空き家の3,000万円特別控除 チェックリスト

主な要件

- 昭和56年5月31日以前に建築されたこと
- 区分所有建物登記がされている建物でないこと
- 相続発生時に、被相続人が一人暮らししていた自宅であること
- 平成28年4月1日から令和5年12月31日までの譲渡であること
- 売却代金が1億円以下であること
- 相続発生から3年を経過した年の12月31日までの譲渡であること

※物件の引き渡しまでに相続人が家屋の解体(もしくは耐震リフォーム等)をして売却することが条件となりますが、買い手が決まり売買契約が成立してからでも遅くありません。  
※弊社が控除の適用を保証するものではありません。

## ご相談は近鉄不動産 吉祥寺営業所まで



TEL お電話でご返答いたします!!  
・フリーコール  
**0120-756-688**



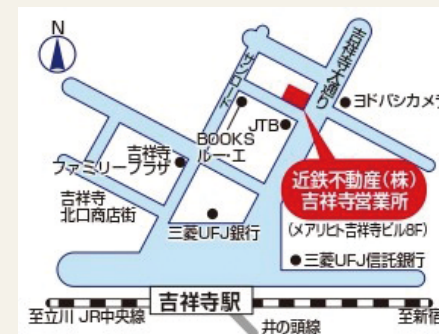
MAIL メールでご返答いたします!!  
**e-kichijoji@kintetsu-re.co.jp**



WEB インターネットからご相談!!  
近鉄の仲介 吉祥寺営業所



武蔵野市吉祥寺本町1丁目13番11号  
(メアリヒト吉祥寺ビル8階)



近鉄の仲介 **近鉄不動産**

<https://chukai.kintetsu-re.co.jp> 近鉄の仲介 吉祥寺 **検索**

**吉祥寺営業所** **0120-756-688**

〒180-0004 武蔵野市吉祥寺本町1丁目13番11号 (メアリヒト吉祥寺ビル8階) ●休日:水曜日・木曜日 ●営業時間:午前9時30分～午後6時20分

国土交通大臣(11)第3123号 (一社)不動産流通経営協会会員 (公社)首都圏不動産公正取引協議会加盟

TEL:0422-22-0370 FAX:0422-22-0482

✉ e-kichijoji@kintetsu-re.co.jp